

(第1号様式)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書

市受付印

支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)

四日市市長

記入日 令和 年 月 日

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2)他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- (3)子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
	<input type="checkbox"/>	(離婚された方) 元配偶者の氏名	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)

2. 対象児童

(中学生以下の児童:支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童、高校生等の児童:令和4年2月28日時点で支給対象者に養育される児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1		男・女	平成・令和 年 月 日		
2		男・女	平成・令和 年 月 日		
3		男・女	平成・令和 年 月 日		
4		男・女	平成・令和 年 月 日		

※結婚している児童は給付金の対象とはなりません。

3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、または給付相当額が受給者によって2.の対象児童のために消費(以下「消費」という。)されているか、を確認します。

以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、消費されたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、または消費されている。

受領した額・消費された額をわかる範囲で記入してください。

総額 円

4. 申請額・請求額

①対象児童数(上記2.の人数)	人
②控除額(上記3.(2)で記入した額) ※上記3.(1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

5. 受取方法

下記の受取口座記入欄に申請者の口座を記入してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	普通		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

なお、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のうち、窓口での現金支給を希望する方は、上の振込先指定口座の記入に代えて、左の口に「✓」を入れてください。

6. 添付書類

- ① 申請者の本人確認書類の写し(コピー)
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー))
- ② 振込先金融機関確認書類の写し(コピー)
(通帳やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー))

【該当する方のみ】

※児童手当の申請を行っていない方(高校生等児童のみを養育する方など)は、以下の書類の提出が必要です。

- ③ 令和4年2月28日までに離婚等をしたことが分かる書類
離婚の場合: 離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等
離婚協議中の場合: 離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調定不成立証明書等
- ④ 申請者の令和3年度(令和2年分)市区町村民税所得課税証明書・非課税証明書
※ 申請者がR3.1.1時点で四日市市に住民票がなかった場合に提出が必要です。
- ⑤ 対象児童の世帯全員の住民票の写し
※ 対象児童の住民票が市外にある場合に提出が必要です。

※給付金の申請者が離婚等により児童手当の受給者変更を既に行っている場合は、上記(③~⑤)の書類を省略できます。

※配偶者からの暴力を理由に児童と共に避難している方等については、他の書類の提出をお願いすることがあります。

(公務員の方のみ) ※この欄は公務員の方が申請者となる場合のみ記入してください。
ただし、高校生のみを養育している方は記入不要です。

下記事項について相違ありません。 ※左の口に「✓」を入れ、下記に所属庁の名称を記入ください。

私は、上記「2. 対象児童」に係る令和4年3月分 の児童手当を所属庁()から
受給しました(又は受給見込み)。

添付欄

①申請者の本人確認書類

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し)

②振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)